# 平成30年度

# 草加市

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

草加市監査委員



草 監 第 1 5 4 号 令 和 元 年 8 月 2 1 日

草加市長 浅 井 昌 志 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 松 井 優美子

平成30年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付されました平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

# 目 次

平成30年度草井	n市健全化判断b	上率及び資金不	足比率審査意見
	/H	4十八〇只坐!	

-	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Ι	審査	の対象	— 1
Π	審査	の期間	2
Ш	審査	の方法	_ 2
V	審査	の結果	2
V	審査	の概要	— 3
	1 健	全化判断比率 ————————————————————————————————————	3
	(1)	標準財政規模の額	— 3
	(2)	実質赤字比率 ————————————————————————————————————	- 4
	(3)	連結実質赤字比率	5
	(4)	実質公債費比率	<del></del> 6
	(5)	将来負担比率	
,	, ,	金不足比率 ————————————————————————————————————	
4		<b>並 へ た に 辛</b>	
	(1)		
	(2)	新田西部土地区画整理事業特別会計(地方公営企業法非適用事業)	
	(3)	新田駅西口土地区画整理事業特別会計(地方公営企業法非適用事業)	
	(4)	水道事業会計及び病院事業会計(地方公営企業法適用事業)	— 1 9
(	3 む	すび	— 2 1
参:	考資料		
	<b>資料</b>	1 近隣市等における健全化判断比率の比較 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	資料 資料	2 近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較 3 埼玉県内の市における健全化判断比率の状況 —————	
	東州 資料	<ul><li>3 埼玉県内の市における健全化判断比率の状況 ―――――</li><li>4 類似団体における健全化判断比率の状況 ――――――</li></ul>	
	資料		2 0
		将来負担比率の関係 —————————————————————	— 2 6
}	資料	6 用語説明 ————————————————————————————————————	— 2 7
	(注)		
	1.	文中で用いる金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てているのため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。	ます。
	2.	数値の単位未満の端数は、原則として四捨五入しています。このため、合計と	为訳の
	3.	計、差引き等が一致しない場合があります。 表中の百分率の比較単位はポイントであり、表示については文中を含め単純差	引きし
		ています。 各表中の符号等の用法は、次のとおりです。	
	4.	「一」 当該数値がないもの	
		「△」 マイナス	

# 平成30年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

# I 審査の対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字 比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率並びにそれら算 定の基礎となる事項を記載した書類

表 1 《 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等 》

	区分    該当会計名等			各	比率の	対象とな	る会計	等		
一般会計等		一般会計		一般会計 (新田西部土地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地区画 整理事業特別会計を含む)	実質 本字					
				交通災害共済事業特別会計						
	特			駐車場事業特別会計		連				
	別会計	       			国民健康保険特別会計		結っ	実		
分			介護保険特別会計		質	<u>質</u> 公	将业			
公営事業会計		後		後期高齢者医療特別会計		連結実質赤字比率	債 費	来負担		
業			法	公共下水道事業特別会計		比率	実質公債費比率	担比率		
会計		公営企業	非	新田西部土地区画整理事業 特別会計			<del>学</del>		資 金 不	
		企業会	用	新田駅西口土地区画整理事業 特別会計					不足比	
		計	法適	水道事業会計					率	
				病院事業会計						
— 普 [ =	一部事務組合・広域連合									
地方	公社	· 第	三セ	クター等						

# 表 2《一部事務組合・地方公社等》

一部事務組合・広域連合	地方公社・第三セクター等
東埼玉資源環境組合	草加市土地開発公社
埼玉県都市競艇組合	アコス株式会社
埼玉県市町村総合事務組合	
彩の国さいたま人づくり広域連合	
埼玉県後期高齢者医療広域連合	
草加八潮消防組合	

### Ⅱ 審査の期間

水道事業会計及び病院事業会計の資金不足比率 令和元年6月24日から令和元年8月16日まで 上記を除く比率

令和元年7月24日から令和元年8月16日まで

### Ⅲ 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているか、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取する等の方法により、審査を実施しました。

# Ⅳ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる 事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

### 1 健全化判断比率

(単位:%)

比率・決算年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減 ②-①	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	_				11. 36	20.00
連結実質赤字比率	_	_	_		16. 36	30.00
実質公債費比率	3. 9	4. 2	4. 2	0.0	25. 0	35. 0
将来負担比率	11. 2	2.8	6. 1	3. 3	350. 0	

<sup>(</sup>注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため 「-」と表示しています。

### 2 資金不足比率

(単位:%)

会計・決算年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減 ②-①	経営健全 化基準
公共下水道事業特別会計					
新田西部土地区画整理事業 特別会計	ı	ı	ı		
新田駅西口土地区画整理事 業特別会計	_				20. 0
水道事業会計	_	_	_		
病院事業会計	_	_	_		

(注) 資金不足比率については、資金の不足額がないため「一」と表示しています。

### Ⅴ 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」とする。)では、地方公共団体(以下「自治体」とする。)の財政悪化や破綻を未然に防ぐ目的から、自治体は算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率及び資金不足比率の数値と早期健全化基準等との対比結果を公表し、その結果に応じて行財政上の措置を行うことを規定しています。

以下、1 健全化判断比率 及び 2 資金不足比率の審査概要を記載します。

### 1 健全化判断比率

4つの健全化判断比率は、表3のとおり、財政の健全性や悪化の度合いにより ①健全段階、②財政状況が悪化し自主的な改善努力により財政健全化を図る段階 (早期健全化基準)、③財政状況の悪化が著しく自主的な改善努力では財政健全 化が困難となり国等の関与による確実な財政再生が必要な段階(財政再生基準) で分類され、4つの健全化判断比率のうち1つの指標でも早期健全化基準以上と なる場合には、財政状況を早期に改善するための財政健全化計画を策定する必要 があります。

また、財政悪化がより深刻な状況となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を 策定しなければなりません。

本市における平成30年度決算に基づく健全化判断比率については、早期健全 化基準及び財政再生基準に該当する比率はありませんでした。



表 3 《草加市における健全化判断比率の健全性のイメージ》

### (1) 標準財政規模の額

健全化判断比率 4 指標の算定において、算定式の分母に関係する標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合算額で表されます。

平成30年度は、標準税収入額等387億8,286万円、普通交付税額22億9,108万円、臨時財政対策債発行可能額29億2,621万円の合計440億15万円が標準財政規模となり、前年度と比べ6億6,601万円(1.5%)増加しています。

### (2) 実質赤字比率(税金等の収入に占める一般会計の赤字額の割合)

福祉、教育、まちづくり等を行う自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等に赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、一般会計、新田西部土地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地区画整理事業特別会計です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示していますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「一」と表示されます。平成30年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値( $\triangle$ )で表示し、比率を算定しますと、表4「実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

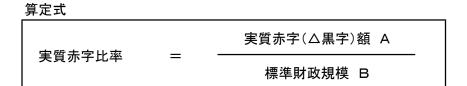
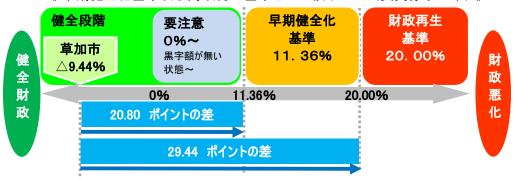


表 4《実質赤字比率算定表と年度比較》

(単位:千円・%)

		実質収支額等			
算定式の内容	平成28年度	平成29年度 ①	平成30年度 ②	増減 ②-①	
実質赤字 (△黒字) 額 (アーイーウ) A	△ 2,765,691	△ 3, 590, 755	△ 4, 157, 854	△ 567, 099	
歳入決算額 ア	73, 442, 165	74, 082, 800	75, 259, 779	1, 176, 979	
歳出決算額 イ	70, 421, 643	70, 245, 360	70, 497, 770	252, 410	
繰越財源 ウ	254, 831	246, 685	604, 155	357, 470	
標準財政規模 B	42, 987, 569	43, 334, 145	44, 000, 155	666, 010	
実質赤字比率 A/B	△ 6.43	△ 8.28	△ 9.44	△ 1.16	
公 表 値	_	_	_		

# 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率)》



平成30年度の実質赤字比率は △9.44%で、前年度に引き続き実質赤字が発生していません。また、早期健全化基準 11.36%に比べ 20.80ポイント、財政再生基準 20.00%に比べ 29.44ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は市町村の標準財政規模に応じて 11.25%から 15.00% の間で、毎年度定められます。

実質赤字比率の変動理由を算定式から求めますと、分母となる標準財政規模の増加率 (1.5%) を、分子を構成する実質黒字額の増加率 (15.8%) が上回った結果、標準財政規模に占める実質黒字額の割合が上昇したものです。

### (3) 連結実質赤字比率(税金等の収入に占める全会計の赤字額・資金の不足額の割合)

自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字額や黒字額を合算し、自治体としての赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり一般会計及び特別会計(公営企業会計を含む)となり、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等は対象外です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示しますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「一」と表示されます。平成30年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値(△)で表示し、比率を算定しますと、表5「連結実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

# 

表 5 《連結実質赤字比率算定表と年度比較》

(単位:千円・%)

		1747 P		
算定式の内容	平成28年度	平成29年度 ①	平成30年度 ②	増減 ②-①
一般会計等 (一般会計)	2, 765, 691	3, 590, 755	4, 157, 854	567, 099
特別会計	2, 897, 265	1, 820, 909	1, 028, 018	△ 792, 891
公営企業会計	8, 972, 687	7, 961, 343	6, 313, 823	$\triangle$ 1, 647, 520
合 計	14, 635, 643	13, 373, 007	11, 499, 695	△ 1,873,312
連結実質 赤字(△黒字)額 <b>A</b>	△ 14, 635, 643	△ 13, 373, 007	△ 11, 499, 695	1, 873, 312
標準財政規模 B	42, 987, 569	43, 334, 145	44, 000, 155	666, 010
連結実質赤字比率A/B	△ 34.04	△ 30.86	△ 26.13	4. 73
公 表 値	_	_	_	

### 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率)》



平成30年度の連結実質赤字比率は △26.13%で、前年度に引き続き実質赤字が発生していません。早期健全化基準 16.36%に比べ 42.49ポイント、財政再生 基準 30.00%に比べ 56.13ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は実質赤字比率と同様に、市町村の標準財政規模に応じて 16.25%から20.00%の間で、毎年度定められます。

連結実質赤字比率の変動理由を算定式から求めますと、分母となる標準財政規模が前年度と比べ 1.5%増加し、さらに、分子を構成する連結実質黒字額が前年度と比べ 14.0%減少した結果、標準財政規模に占める連結実質黒字額の割合が低下したものです。

各会計の実質黒字額を前年度と比較しますと、一般会計が 15.8%増加し、特別会計が 43.5%、公営企業会計が 20.7%それぞれ減少したことにより、全体では 14.0%減少しています。

また、連結実質黒字額に占める各会計の構成割合は、一般会計等 36.2%、特別会計 8.9%、公営企業会計 54.9%となっています。

### (4) 実質公債費比率(税金等の収入に占める一般会計の借入金返済額の割合)

自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を 基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控 除した額)に対する比率で、借入金である地方債の返済額及びこれに準ずる額の 大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計及び特別会計(公営企業会計を含む)並びに一部事務組合・広域連合となります。

算定式は次のとおりで、3か年の平均値が公表値となります。詳細は、表6「実質公債費比率算定表と年度比較」のとおりです。

# 算定式 (公表値は、平成30年度を含めた過去3か年の平均値です。)

(元利償還金A+準元利償還金B) - (特定財源 C +基準財政需要額算入額 D)

実質公債費比率 = — (単年度)

# 標準財政規模 E - 基準財政需要額算入額 D

A: 元利償還金(公債費から繰上償還額及び借換債を財源として償還した額等を控除した額)

B:準元利償還金

C: 特定財源(国や都道府県等からの利子補給等)

D: 地方債の元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E:標準財政規模

表 6 《 実質公債費比率算定表と年度比較 》

(単位:千円・%)

算定式の内容	平成28年度	平成29年度 ①	平成30年度 ②	増減 ②-①
元利償還金	5, 288, 902	5, 677, 707	5, 584, 118	△ 93, 589
準元利償還金 E	3, 764, 358	3, 455, 538	3, 609, 863	154, 325
公営企業に要する経費の 源とする地方債償還の財 に充てたと認められた繰 金	原	3, 339, 195	3, 361, 303	22, 108
一部事務組合等の起こし 地方債に充てたと認めら る補助金又は負担金		89, 905	133, 026	43, 121
公債費に準ずる債務負担 為に係るもの	行 139, 193	26, 438	115, 534	89, 096
特定財源	1, 781, 633	1, 772, 548	1, 745, 155	△ 27, 393
国や都道府県等からの利 補給	子 0	0	0	0
都市計画事業の財源とし 発行された地方債償還額 充当した都市計画税		1, 772, 548	1, 745, 155	△ 27, 393
元利償還金・準元利償還金に る基準財政需要額算入額 D	5,713,342	5, 759, 456	5, 804, 877	45, 421
標準財政規模 E	42, 987, 569	43, 334, 145	44, 000, 155	666, 010
〔分子〕 (A+B)-(C+D)	) 1, 558, 285	1, 601, 241	1, 643, 949	42, 708
〔分母〕 (E-D)	37, 274, 227	37, 574, 689	38, 195, 278	620, 589
実質公債費比率(単年度) (I)/(I	4. 18060	4. 26149	4. 30406	0. 04257
実質公債費比率 (公表値)	3.9	4. 2	4. 2	0.0

<sup>(</sup>注) 公表値は、当該年度を含む過去3か年の平均値です。

### 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)》

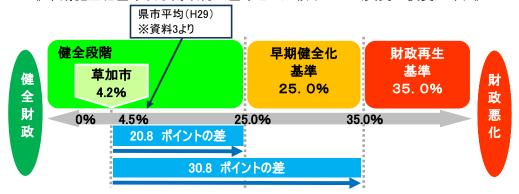


表6「実質公債費比率算定表と年度比較」をみますと、平成30年度の実質公債費比率は、平成28年度から平成30年度までの3か年平均値で4.2%となり、平成29年度の算定値と比べて同水準となっています。

早期健全化基準 25.0%と比べ 20.8ポイント、財政再生基準 35.0%と比べ 30.8ポイント、それぞれ下回っています。なお、早期健全化基準及び財政再生基準は、それぞれ一律に定められています。

また、平成30年度の実質公債費比率の単年度値は、4.30406%で、平成29年度の単年度値と比べ 0.04257ポイント上昇しています。

単年度比率が上昇した主な要因を算定式から求めますと、分母を構成する項目のうち標準財政規模は、前年度と比べ 6億6,601万円 (1.5%) 増加した一方、分子を構成する項目のうち元利償還金は前年度と比べ 9,358万円 (1.6%) 減少しましたが、準元利償還金が前年度と比べ 1億5,432万円 (4.5%) 増加し、さらに控除項目である特定財源が前年度と比べ減少したことにより、分子が増加した結果、分母に占める分子の割合が増加したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる平成29年度の数値同士を比較し、 本市の実質公債費比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較(平成29年度)」から、平成29年度における本市の実質公債費比率は4.2%で、埼玉県内全40市(以下「県市」とする。)平均4.5%及び類似団体(以下「類団」とする。)平均5.0%と比較しますと、県市平均より0.3ポイント、類団平均より0.8ポイントそれぞれ下回っています。

また、表7「実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

元利償還金は、本市が 12.7% (平成29年度 13.1%) で、県市平均 14.6%より 1.9ポイント下回っています。

特定財源は、本市が 4.0% (平成 2 9 年度 4.1%) で、県市平均 3.4%より 0.6ポイント上回っています。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、本市が 13.2% (平成29年度 13.3%)で、県市平均 11.0%より 2.2ポイント上回っています。

# 表 7 《 実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

	草加市(H 3	(0)	草加市(H 2	9)	県市平均(H	29)
算定式の内容	金 額 (千円)	割合 (%)	金 額 (千円)	割合 (%)	金 額 (千円)	割合 (%)
元利償還金 A	5, 584, 118	12. 7	5, 677, 707	13. 1	4, 827, 158	14. 6
準元利償還金 B	3, 609, 863	8. 2	3, 455, 538	8.0	1, 258, 329	3.8
満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金に相当するもの	0	0.0	0	0.0	83, 458	0.3
公営企業に要する経費 の財源とする地方債償 還の財源に充てたと認 められた繰入金	3, 361, 303	7. 6	3, 339, 195	7. 7	877, 232	2.6
一部事務組合等の起こ した地方債に充てたと 認められる補助金又は 負担金	133, 026	0.3	89, 905	0.2	116, 877	0.4
公債費に準ずる債務負 担行為に係るもの	115, 534	0.3	26, 438	0. 1	180, 718	0. 5
一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	44	0.0
特定財源 C	1, 745, 155	4.0	1, 772, 548	4. 1	1, 119, 164	3. 4
国や都道府県等からの 利子補給	0	0.0	0	0.0	55, 366	0.2
都市計画事業の財源と して発行された地方債 償還額に充当した都市 計画税	1, 745, 155	4. 0	1, 772, 548	4. 1	1, 063, 798	3. 2
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額 D	5, 804, 877	13. 2	5, 759, 456	13. 3	3, 629, 330	11. 0
標準財政規模 E	44, 000, 155	100.0	43, 334, 145	100.0	33, 124, 612	100.0
〔分子〕 ( I ) (A+B)-(C+D)	1, 643, 949	3. 7	1, 601, 241	3. 7	1, 336, 993	4.0
〔分母〕 (Ⅱ) (E-D)	38, 195, 278	86.8	37, 574, 689	86. 7	29, 495, 282	89. 0
実質公債費比率 (単年度) (Ⅰ)/(Ⅱ)	4. 30406		4. 26149		4. 53290	
実質公債費比率 (公表値)	4. 2		4. 2		4. 5	

<sup>(</sup>注1) 「平成29年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県企画財政部市町村課)」から作成しています。

<sup>(</sup>注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

### (5) 将来負担比率(税金等の収入に占める一般会計が将来負担する債務の割合)

自治体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)から、返済原 資としてみなすことができる基金、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基 準財政需要額算入見込額(充当可能財源等)を控除した将来負担額(以下「充当 後将来負担額」とする。)の、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需 要額算入額を控除した額(以下「調整後標準財政規模」とする。)に対する比率 です。

自治体の一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償や地方公社の負債等、一般会計が支払う可能性のある負担額を合算し、一般会計における将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

将来、本市の財政を圧迫する可能性がある債務の現在高や、この現在高が税収入等からなる年間の総収入の何年分に相当するかを確認できます。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計、特別会計(公営企業会計を含む)並びに一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等(表2参照)となります。

算定式は次のとおりで、その詳細は、表8「将来負担比率算定表と年度比較」 のとおりです。

#### 算定式

- A: 将来負担額(地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額等)
- B: 充当可能財源等(充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額)
- C:標準財政規模
- D: 地方債の元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

# 表 8 《 将来負担比率算定表と年度比較 》

(単位:千円・%)

		-	1	1	(単位:	1 1 3 /0/
	算定式の内容	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	平成28年度	平成29年度 ①	平成30年度	増減 ②-①
地方債の現在高		57, 094, 928	58, 353, 663	58, 401, 633	47, 970	
	債務負担行為に 予定額	基づく支出	2, 066, 063	2, 336, 885	2, 632, 287	295, 402
	公営企業債等繰入	入見込額	32, 476, 328	31, 077, 587	29, 532, 245	△ 1, 545, 342
	組合等負担等見证	<b></b>	2, 093, 974	2, 092, 232	1, 822, 724	△ 269, 508
将	退職手当負担見記	<b>込額</b>	5, 724, 964	5, 296, 211	4, 892, 837	△ 403, 374
来負担	設立法人の負債額 込額	預等負担見	938	1, 153	0	△ 1, 153
額	土地開発公	社	0	0	0	0
	第三セクタ	一等	938	1, 153	0	△ 1,153
	連結実質赤字額		0	0	0	0
	組合等連結実質。 見込額	赤字額負担	0	0	0	0
	合 譚	計 A	99, 457, 195	99, 157, 731	97, 281, 726	△ 1,876,005
	充当可能基金額		12, 803, 467	16, 082, 656	16, 316, 022	233, 366
充当可	特定財源見込額 特定歳入)	(充当可能	16, 597, 614	16, 511, 645	14, 481, 380	△ 2, 030, 265
能財	うち都市計	画税	14, 495, 572	14, 686, 561	14, 479, 215	△ 207, 346
源等	地方債現在高に 政需要額算入見。		65, 877, 796	65, 489, 624	64, 133, 087	△ 1, 356, 537
	合 喜	∄ B	95, 278, 877	98, 083, 925	94, 930, 489	△ 3, 153, 436
充当征	後将来負担額 子〕 (A	/-В) (I)	4, 178, 318	1, 073, 806	2, 351, 237	1, 277, 431
標準	財政規模	O	42, 987, 569	43, 334, 145	44, 000, 155	666, 010
	賞還金・準元利償 準財政需要額算入		5, 713, 342	5, 759, 456	5, 804, 877	45, 421
調整	後標準財政規模 母〕 (C	D(II)	37, 274, 227	37, 574, 689	38, 195, 278	620, 589
将来	負担比率(	I)/(II)	11. 2	2.8	6. 1	3.3

#### 《早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)》



表8「将来負担比率算定表と年度比較」をみますと、平成30年度の将来負担 比率は6.1%となり、前年度に比べ3.3ポイント上昇(悪化)しています。

早期健全化基準 350.0%に比べ 343.9ポイント下回っています。なお、早期健全化基準は市町村一律に定められ、財政再生基準は定められていません。

また、算定式の内容を比較しますと、平成30年度の将来負担額は972億8,172万円で、前年度に比べ18億7,600万円(1.9%)減少しています。この主なものは、公営企業債等繰入見込額や退職手当負担見込額が減少したことによるものです。

充当可能財源等は 949億3,048万円で、前年度に比べ 31億5,343万円 (3.2%) 減少しています。この主なものは、特定財源見込額 (充当可能特定歳入) が減少 したことによるものです。この結果、充当後将来負担額は 23億5,123万円で、前 年度に比べ 12億7,743万円 (119.0%) 増加しています。

将来負担比率が上昇(悪化)した主な要因を算定式から求めますと、分母となる調整後標準財政規模が前年度に比べ 6億2,058万円(1.7%)増加したものの、分子を構成する充当後将来負担額が分母増加分の割合を上回り増加した結果、分母に占める分子の割合が上昇したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる平成29年度の数値同士を比較し、 本市の将来負担比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較(平成29年度)」から、平成29年度における本市の将来負担比率は2.8%で、県市平均17.8%及び類団平均32.1%と比較しますと、県市平均より15.0ポイント、類団平均より29.3ポイント下回っています。

また、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

将来負担額は本市が 221.1% (平成 2 9年度 228.8%) で、県市平均 206.6% より 14.5ポイント上回っています。充当可能財源等は、本市が 215.8% (平成

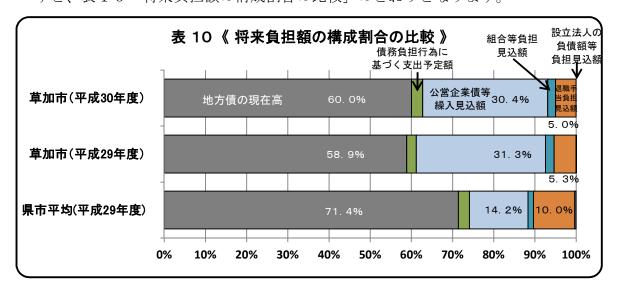
29年度 226.3%) で、県市平均 190.6%より 25.2ポイント上回っています。 充当後将来負担額は、本市が 5.3% (平成29年度 2.5%) で、県市平均 15.9%より 10.6ポイント下回っています。

表 9 《 将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

算定式の内容		草加市(H 3	30)	草加市(H 2	29)	県市平均(H	29)
		金 額 (千円)	割合 (%)	金 額 (千円)	割合 (%)	金 額 (千円)	割合 (%)
	地方債の現在高	58, 401, 633	132. 7	58, 353, 663	134. 7	48, 861, 673	147. 5
	債務負担行為に基づく 支出予定額	2, 632, 287	6.0	2, 336, 885	5. 4	1, 847, 780	5. 6
	公営企業債等繰入見込額	29, 532, 245	67. 1	31, 077, 587	71. 7	9, 720, 113	29. 3
将	組合等負担等見込額	1, 822, 724	4. 1	2, 092, 232	4.8	909, 078	2. 7
来負担	退職手当負担見込額	4, 892, 837	11. 1	5, 296, 211	12. 2	6, 854, 982	20. 7
額	設立法人の負債額等負 担見込額	0	0.0	1, 153	0.0	226, 453	0. 7
	連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	組合等連結実質赤字額 負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計 A	97, 281, 726	221.1	99, 157, 731	228.8	68, 420, 079	206.6
	充当可能基金額	16, 316, 022	37. 1	16, 082, 656	37. 1	10, 064, 741	30. 4
充当	特定財源見込額 (充当可能特定歳入)	14, 481, 380	32. 9	16, 511, 645	38. 1	10, 207, 525	30.8
可能	うち都市計画税	14, 479, 215	32. 9	14, 686, 561	33. 9	9, 725, 789	29. 4
財源等	地方債現在高に係る基 準財政需要額算入見込 額	64, 133, 087	145.8	65, 489, 624	151. 1	42, 876, 796	129. 4
	合 計 B	94, 930, 489	215.8	98, 083, 925	226. 3	63, 149, 062	190. 6
	後将来負担額 (Ⅰ) →子〕 (A-B)	2, 351, 237	5. 3	1, 073, 806	2. 5	5, 271, 017	15. 9
標準則	財政規模 C	44, 000, 155	100.0	43, 334, 145	100.0	33, 124, 612	100.0
	賞還金・準元利償還 系る基準財政需要額 額 D	5, 804, 877	13. 2	5, 759, 456	13. 3	3, 629, 330	11.0
	後標準財政規模(Ⅱ) →母〕 (C-D)	38, 195, 278	86.8	37, 574, 689	86. 7	29, 495, 282	89. 0
将来红	負担比率 (Ⅰ)/(Ⅱ)	6. 1		2.8		17.8	

<sup>(</sup>注1) 「平成29年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県企画財政部市町村課)」から作成して います。 (注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

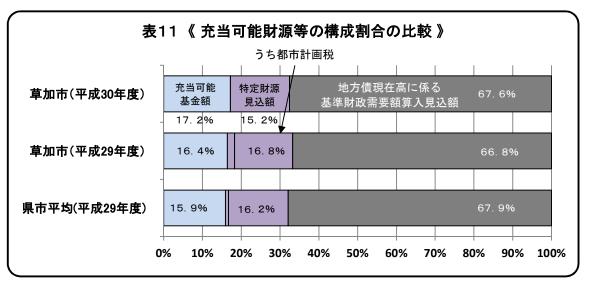
次に、将来負担額の算定項目についての構成割合を確認するために、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」等からグラフを作成しますと、表10「将来負担額の構成割合の比較」のとおりとなります。



主な算定項目を比較しますと、一般会計等の地方債の現在高は、本市が 60.0% (平成 2 9 年度 58.9%) で、県市平均 71.4%より 11.4ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 95億3,996万円上回っています。

公共下水道事業特別会計、病院事業会計等に係る地方債の償還のための一般会計からの繰入額である公営企業債等繰入見込額は、本市が30.4%(平成29年度31.3%)で、県市平均14.2%より16.2ポイント上回っています。なお、額については県市平均より198億1,213万円上回っています。

また、充当可能財源等の算定項目についての構成割合を確認するために、同じくグラフを作成しますと、表11「充当可能財源等の構成割合の比較」のとおりとなります。



算定項目を比較しますと、充当可能基金額は、本市が 17.2% (平成29年度 16.4%) で、県市平均 15.9%より 1.3ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 62億5,128万円上回っています。

特定財源見込額(充当可能特定歳入)は、本市は 15.2%(平成29年度 16.8%)で、県市平均 16.2%より 1.0ポイント下回っています。なお、額については、県市平均より 42億7,385万円上回っています。

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額については、本市は 67.6% (平成 29年度 66.8%)で、県市平均 67.9%より 0.3ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 212億5,629万円上回っています。

次に、資料2「近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較」から本市 と県市平均を確認しますと、次のとおりとなります。

充当可能財源等控除前の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、 本市が 391,495円(平成29年度 399,844円)で、県市平均 398,895円より 7,400 円下回っています。

また、充当可能財源等控除後の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 9,462円 (平成29年度 4,330円)で、県市平均 30,730円より 21,268円下回っています。

### 2 資金不足比率(事業の規模に占める資金の不足額の割合)

公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模(年間料金収入等)と比較し、 どの程度の割合かを示す指標で、資金が不足している場合における経営状態の悪 化の度合いを示すものです。

算定の対象となる会計は、特別会計のうち地方公営企業法を適用する事業である水道事業会計及び病院事業会計と、地方財政法施行令第46条で定める事業のうち地方公営企業法を適用していない公共下水道事業特別会計、新田西部土地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地区画整理事業特別会計の5会計となり、比率は公営企業会計ごとに算定されます。

比率は、資金の不足額がある場合には算定されますが、資金の剰余額がある場合には算定されず、公表値は「一」と表示されます。各事業の「資金不足比率算定表と年度比較」では、剰余額を△(負の値)で表した場合の実数値となる資金不足比率等を記載しました。

なお、比率が、経営の健全化を図るべき基準(経営健全化基準)以上である場合には、経営の健全化のための計画(経営健全化計画)を策定する必要がありますが、平成30年度は、経営健全化基準以上となる公営企業会計はありませんでした。

### (1) 公共下水道事業特別会計(地方公営企業法非適用事業)

### 算定式

資金不足比率資金の不足額 (A+B)-(C+D)事業の規模 (E-F)

#### A:歳出額

- B:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- C:歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)
- D:解消可能資金不足額
- E:営業収益に相当する収入の額
- F: 受託工事収益に相当する収入の額

表 12 《資金不足比率算定表と年度比較(公共下水道事業特別会計)》

(単位:千円・%)

				111 /0/
算定式の内容	平成28年度	平成29年度 ①	平成30年度 ②	増減 ②-①
歳出額 A	6, 880, 650	7, 070, 615	7, 014, 949	△ 55,666
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額(アーイ) C	7, 136, 802	7, 267, 663	7, 267, 092	△ 571
歳入  ア	7, 144, 683	7, 309, 613	7, 332, 965	23, 352
繰り越すべき財源 イ	7, 881	41, 950	65, 873	23, 923
解消可能資金不足額 D	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (I) 〔分子〕(A+B)-(C+D)	△ 256, 152	△ 197, 048	△ 252, 143	△ 55,095
営業収益相当額 E	2, 744, 777	2, 926, 714	3, 006, 648	79, 934
受託工事収益相当額 F	0	0	56, 668	56, 668
事業の規模 (Ⅱ 〔分母〕 (E-F)	2, 744, 777	2, 926, 714	2, 949, 980	23, 266
資金不足比率 (Ⅰ)/(Ⅱ)	△ 9.3	△ 6.7	△ 8.5	△ 1.8
公 表 値	_	_	_	

公共下水道事業特別会計の算定表上の資金不足比率は △8.5%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 28.5ポイント下回っています。

資金不足比率の変動理由を算定式から求めますと、前年度に比べ、分母となる事業の規模(Ⅱ)が 0.8%増加しましたが、分子となる資金の剰余額(Ⅰ)が 28.0%増加した結果、分母に占める分子の割合が上昇したものです。

# (2) 新田西部土地区画整理事業特別会計(地方公営企業法非適用事業)

#### 算定式

資金不足比率資金の不足額 (A+B)-(C+D)+(E+F)事業の規模 G

- A:歳出額
- B:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- C:歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)
- D:土地収入見込額
- E:土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高
- F:土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高
- G:資本+負債相当額

表 13 《 資金不足比率算定表と年度比較(新田西部土地区画整理事業特別会計)》

(単位:千円・%)

	-			(十四・	111 /0/
			算 定	値	
算定式の内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減
			(1)	2	2-1
歳出額	Α	235, 143	21,876	17, 848	△ 4,028
建設改良費等以外の地方 現在高	方債 B	0	0	0	0
歳入額 (アーイ)	С	246, 697	41,080	29, 787	△ 11, 293
歳入	ア	246, 697	41, 080	29, 787	△ 11, 293
繰り越すべき財源	1	0	0	0	0
土地収入見込額	D	0	0	0	0
土地造成地方債現在高	E	0	0	0	0
土地造成他会計長期借力 現在高	∖金 F	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 〔分 (A+B)-(C+D)+(E+F)	質 (I) ≻子〕	△ 11,554	△ 19, 204	△ 11, 939	7, 265
事業の規模 (資本+負債相当額) 〔分	(Ⅱ) ☆)G	714, 510	19, 204	11, 939	△ 7, 265
資金不足比率 (I)	)/(II)	△ 1.6	△ 100.0	△ 100.0	0.0
公 表 値		_	_	_	

(注1) 平成29年度から、公営企業相当分のみの表示となっています。

新田西部土地区画整理事業特別会計の算定表上の資金不足比率は △100.0%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 120.0ポイント下回っています。

資金不足比率の構成理由を算定式から求めますと、分母となる事業の規模(II)のうち、負債に相当する額がなく、資本に相当する額は剰余額のみであることから、分母(II)と分子(I)が同額となったものです。

# (3) 新田駅西口土地区画整理事業特別会計(地方公営企業法非適用事業)

### 算定式

資金不足比率賞金の不足額 (A+B)-(C+D)+(E+F)事業の規模 G

- A:歳出額
- B:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- C:歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)
- D: 土地収入見込額
- E:土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高
- F:土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高
- G:資本+負債相当額

表 14《資金不足比率算定表(新田駅西口土地区画整理事業特別会計)》

(単位:千円・%)

		,	( <u></u> 单位:十円・%)
		算 定 値	
算定式の内容	平成29年度	平成30年度	増減
	(1)	2	2-1
歳出額 A	2, 065	40, 980	38, 915
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0
歳入額(アーイ) C	2, 065	40, 980	38, 915
歳入  ア	2, 065	40, 980	38, 915
繰り越すべき財源 イ	0	0	0
土地収入見込額 D	0	0	0
土地造成地方債現在高 E	0	0	0
土地造成他会計長期借入金 現在高 F	0	0	0
資金の不足(△剰余)額(I) [分子]	0	0	0
(A+B)-(C+D)+(E+F)			
事業の規模 (Ⅱ) (資本+負債相当額) 〔分母〕 <b>G</b>	0	0	0
資金不足比率 (Ⅰ)/(Ⅱ)	-	_	_
公 表 値	_	_	

新田駅西口土地区画整理事業特別会計は歳出額と歳入額が同額の上、その他算定に必要な額が発生していないことから、算定表上も「一」表示となります。

# (4) 水道事業会計及び病院事業会計(地方公営企業法適用事業)

### 算定式

資金不足比率 =  $\frac{$ 資金の不足額  $(A-B-C+D)-(E+F)}{$ 事業の規模 (G-H)

A:流動負債

B:控除企業債等

C:控除未払金等(平成28年度は控除引当金等)

D:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

E:流動資産

F:解消可能資金不足額

G:営業収益

H:受託工事収益

# ① 水道事業会計

### 表 15 《 資金不足比率算定表と年度比較(水道事業会計) 》

(単位:千円・%)

			<i>₩</i>	(+14.	111 /0/
			算 定	値	
算定式の内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減
			1	2	2-1
流動負債	Α	1, 775, 255	1, 512, 260	1, 962, 248	449, 988
控除企業債等	В	182, 520	188, 019	193, 703	5, 684
控除未払金等 (※平成28年度は控除引当金等)	O	445, 809	0	0	0
建設改良費等以外の 地方債現在高	D	0	0	0	0
流動資産	Ш	7, 722, 285	7, 749, 558	7, 169, 517	△ 580, 041
解消可能資金不足額	F	0	0	0	0
資金の不足 (△剰余) 額	(I)				
〔分子〕	, ,	$\triangle$ 6, 575, 359	$\triangle$ 6, 425, 317	$\triangle$ 5, 400, 972	1, 024, 345
(A-B-C+D)-(E+F)		, ,	, ,	, ,	, ,
営業収益	G	4, 061, 984	4, 012, 013	3, 954, 703	△ 57, 310
受託工事収益	I	9, 293	13, 559	11, 455	△ 2, 104
事業の規模 〔分母〕 <b>(C</b>	(Ⅱ) i–H)	4, 052, 691	3, 998, 454	3, 943, 248	△ 55, 206
資金不足比率 (I)/	<b>(Π)</b>	△ 162.2	△ 160.6	△ 136.9	23. 7
公 表 値			_	_	

(注1) 資金不足額の算定方法に係る3年間の経過措置が終了したことに伴い、平成29年度から 控除引当金等については、算定から除いています。 水道事業会計の算定表上の資金不足比率は △136.9%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 156.9ポイント下回っています。

資金不足比率の変動理由を算定式から求めますと、前年度に比べ、分母となる事業の規模 (II) が 1.4%減少しましたが、分子となる資金の剰余額 (<math>I) が 15.9%減少した結果、分母における分子の割合が低下したものです。

# ② 病院事業会計

表 16 《 資金不足比率算定表と年度比較(病院事業会計) 》

(単位:千円・%)

			算 定	値	
算定式の内容		平成28年度	平成29年度 ①	平成30年度 ②	増減 ②-①
流動負債	Α	1, 958, 676	2, 108, 890	2, 108, 227	△ 663
控除企業債等	В	499, 929	526, 706	532, 713	6, 007
控除未払金等 (※平成28年度は控除引当金等)	С	524, 321	0	0	0
建設改良費等以外の 地方債現在高	D	0	0	0	0
流動資産	E	3, 064, 048	2, 901, 958	2, 224, 283	△ 677,675
解消可能資金不足額	F	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E+F)	(I)	△ 2, 129, 622	△ 1, 319, 774	△ 648, 769	671, 005
営業収益 (医業収益)	G	11, 166, 543	11, 675, 924	10, 801, 026	△ 874, 898
受託工事収益	Н	0	0	0	0
事業の規模 〔分母〕(	(Ⅱ) G-H)	11, 166, 543	11, 675, 924	10, 801, 026	△ 874, 898
資金不足比率 (1)/	<b>(II)</b>	△ 19.0	△ 11.3	△ 6.0	5. 3
公表値	-	_			

<sup>(</sup>注1) 資金不足額の算定方法に係る3年間の経過措置が終了したことに伴い、平成29年度から 控除引当金等については、算定から除いています。

病院事業会計の算定表上の資金不足比率は △6.0%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 26.0ポイント下回っています。

資金不足比率の変動理由を算定式から求めますと、前年度に比べ、分母となる事業の規模(Ⅱ)が 7.5%減少しましたが、分子となる資金の剰余額(Ⅰ)が 50.8%減少した結果、分母における分子の割合が低下したものです。

<sup>(</sup>注2) 平成28年度の流動資産には当時の算定式により貸倒引当金8,100千円が含まれています。

### 3 むすび

近年の我が国の経済情勢は、内閣府の発表によると、2012年末から緩やかな回復を続け、名目GDPは過去最大を記録し、消費や投資といった需要面が堅調であるとされています。その一方で、潜在成長率が実際のGDPの伸びに追いつかずGDPギャップがプラスとなっており、生産性の向上が喫緊の課題となっています。また、世界経済においても、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題など先行き不透明感が高まっており、我が国への影響が懸念されています。

本市においては、安定した財源の確保が課題となる中、財政を適正に運営する指針とするため、財政健全化法に基づいて算定された、平成30年度決算における健全化判断比率を審査したところ、実質公債費比率については、前年度と同数値になっています。また、将来負担比率の状況は、分母となる調整後標準財政規模が前年度に比べ増加したものの、分子を構成する充当後将来負担額が分母増加分の割合を上回り増加した結果、前年度に比べ3.3ポイントの上昇となっています。資金不足比率については、不足額が発生せず健全を示す比率となっています。

全国の状況を確認すると、最新の公表値である平成29年度決算に基づく自治体及び公営 企業会計の比率では、早期健全化基準以上(将来負担比率)の団体は前年度同様1団体であ り、経営健全化基準以上の公営企業会計数は前年度に比べ、9会計から11会計へ増加して います。

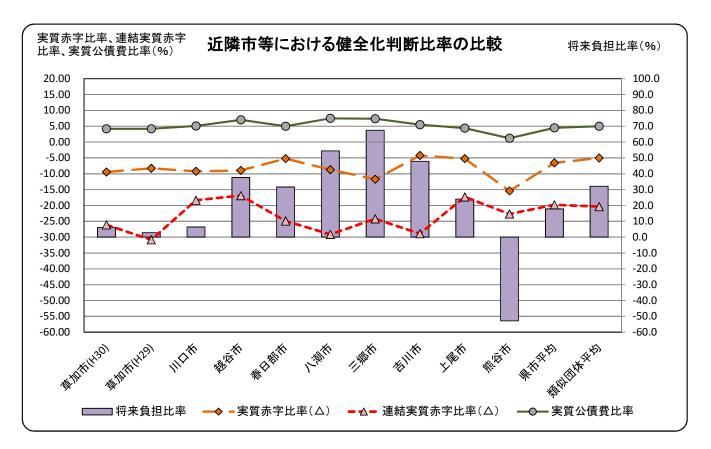
また、埼玉県内の市や類似団体の平均値を資料3及び資料4から確認すると実質収支(黒字額)は埼玉県内の市及び類似団体いずれにおいても増加しており、実質公債費比率及び将来負担比率については、埼玉県内の市においては上昇(悪化)し、類似団体においては低下(改善)しています。

財政健全化指標は、財政状況を客観的に表し、自治体が健全な経営をする上での道しるべ となるものです。本指標をもとに計画的な行財政運営を行うとともに、数値のみに捉われ ず、まちづくりへの適切な投資や事業の実施に取り組むことを望みます。

今後、少子高齢化が進展し人口減少社会を迎えるに当たり、本市では、社会保障関連経費の増加や財源の減収、経年劣化の進む公共施設の更新、新田駅周辺の土地区画整理事業の本格化など、大幅な歳入増が見込めない中で支出が増大するという課題に直面しており、今まで以上に気を引き締めた行財政運営を図る必要に迫られています。

こうした課題に立ち向かい、まちのにぎわいを創出していくためには、防災面や経済面における持続可能性を向上していくのはもちろんのこと、行政が市民と協働し、地域資源を活用しながら、ハードとソフトの両面からまちのブランド力やコミュニティ力を向上させていくことが必要です。そのためには、多様化した市民ニーズを的確に把握し、だれもが安心して暮らせる「やさしさがあふれるまち 草加」の実現に向けた積極的な取組を期待しています。そして、限られた財源のもとで最大限の市民サービスを行うとともに、行財政改革の視点に立った柔軟な経営感覚をさらに磨き、計画的で持続可能な市政運営を強く望みます。

# 近隣市等における健全化判断比率の比較(平成29年度)



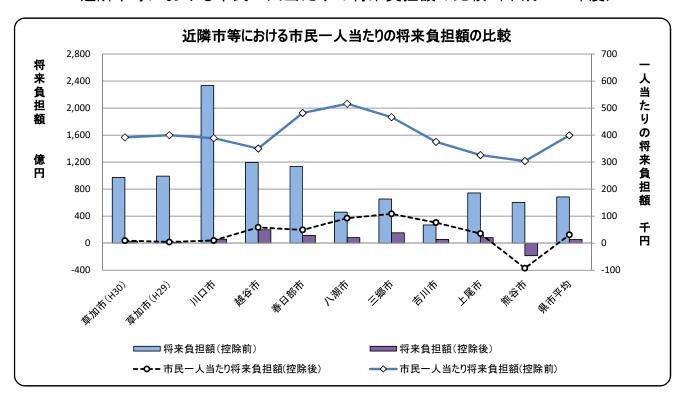
(単位:	人・千円	· %)
------	------	------

					(平位,八 *	1 1 1 - /0/
	草加市 (H30)	草加市 (H29)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
人口(年度中の1月1日)	248, 488	247, 991	600, 050	340, 862	235, 716	88, 908
標準財政規模	44, 000, 155	43, 334, 145	103, 053, 415	59, 251, 684	42, 623, 602	17, 006, 740
実質赤字比率	△ 9.44	△ 8.28	△ 9.21	△ 8.94	△ 5.19	△ 8.70
連結実質赤字比率	△ 26.13	△ 30.86	△ 18.34	△ 16.88	△ 24.89	△ 29.11
実質公債費比率	4. 2	4.2	5. 1	7. 0	5. 0	7. 5
将来負担比率	6. 1	2.8	6. 4	37. 6	31. 7	54. 4

	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)	類似団体平均 (36団体)
人口(年度中の1月1日)	140, 100	72, 382	228, 480	198, 852	171, 524	260, 574
標準財政規模	25, 259, 148	12, 676, 535	37, 568, 451	39, 697, 735	33, 124, 612	52, 722, 395
実質赤字比率	△ 11.72	△ 4.23	△ 5.22	△ 15.42	△ 6.57	△ 5.02
連結実質赤字比率	△ 24.22	△ 28.90	△ 17.32	△ 22.70	△ 19.80	△ 20.35
実質公債費比率	7. 4	5. 5	4. 4	1. 2	4. 5	5. 0
将来負担比率	67. 5	47.9	24. 0	△ 52.8	17.8	32. 1

- (注1) 草加市以外の市については、資料3「埼玉県内の市における健全化判断比率の状況(平成29年度)」の うち、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。
- (注2) 県市平均及び類団平均は、資料3及び資料4の「平均」を記載しています。
- (注3) 「人口(年度中の1月1日)」については、「草加市(H30)」は平成31年1月1日現在の住民基本 台帳人口、その他は平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

# 近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較(平成29年度)



	草加市 (H30)	草加市 (H29)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
将来負担額(控除前) 千円 ①	97, 281, 726	99, 157, 731	233, 369, 046	119, 337, 899	113, 574, 849	45, 874, 155
充当可能財源等 千円 ②	94, 930, 489	98, 083, 925	227, 387, 307	99, 398, 227	102, 002, 540	37, 641, 602
将来負担額(控除後) 千円 ③ (①-②)	2, 351, 237	1, 073, 806	5, 981, 739	19, 939, 672	11, 572, 309	8, 232, 553
人口(年度中の1月1日) ④ 人	248, 488	247, 991	600, 050	340, 862	235, 716	88, 908
一人当たり将来負担額 (控除前)円 (①÷④)	391, 495	399, 844	388, 916	350, 106	481, 829	515, 973
一人当たり将来負担額 (控除後) 円 (③÷④)	9, 462	4, 330	9, 969	58, 498	49, 094	92, 596

	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)
将来負担額(控除前) 千円 ①	65, 332, 103	27, 139, 310	74, 509, 281	60, 423, 130	68, 420, 079
充当可能財源等 千円 ②	50, 146, 663	21, 627, 935	66, 406, 628	78, 849, 551	63, 149, 062
将来負担額(控除後) FR (①-②)	15, 185, 440	5, 511, 375	8, 102, 653	△ 18, 426, 421	5, 271, 017
人口(年度中の1月1日) <sub>人</sub>	140, 100	72, 382	228, 480	198, 852	171, 524
一人当たり将来負担額 (控除前) 円 (①÷④)	466, 325	374, 946	326, 109	303, 860	398, 895
一人当たり将来負担額 (控除後) 円 (③÷④)	108, 390	76, 143	35, 463	△ 92, 664	30, 730

<sup>(</sup>注1) 平成29年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県)、表8及び資料3から作成しています。また、草加市以外の市につ いては、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。 (注2) 「控除前」とは将来負担額を指し、「控除後」とは将来負担額から充当可能財源等を控除した将来負担額を指します。 (注3) 「人口(年度中の1月1日)については、「草加市(H30)」は平成31年1月1日現在の住民基本台帳、その他は平

成30年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

# 埼玉県内の市における健全化判断比率の状況(平成29年度)

(単位:千円・%)

市の名称						健全化判断比率				
2   川越市   352,433   62,763,342   4,874,159   15,559,328   △ 7.76   △ 24.79   5.5   66     3   熊谷市   198,852   39,697,735   6,124,564   9,013,209   △ 15.42   △ 22.70   1.2   △ 55     4   川口市   600,050   103,053,415   9,499,315   18,905,932   △ 9.21   △ 18.34   5.1   6     5   行田市   82,051   16,982,906   1,209,957   4,587,600   △ 7.12   △ 27.01   4.4   19     6   秩父市   63,720   17,918,831   1,764,345   4,708,066   △ 9.84   △ 26.27   1.6   22     7   所沢市   343,965   58,937,842   3,770,985   15,026,168   △ 6.39   △ 25.49   2.1   3     8   飯能市   80,070   17,241,986   1,317,720   3,422,817   △ 7.64   △ 19.85   3.1   44     9   加須市   113,754   24,342,013   3,607,029   7,994,039   △ 14.81   △ 32.84   6.0   △ 2     10   本庄市   78,707   17,172,238   2,119,918   3,442,617 </th <th>市の名称</th> <th>称 H30.1.1</th> <th>標準財政規模</th> <th></th> <th></th> <th>実質赤字比率</th> <th>連結実質赤字比</th> <th>(3カ年平均実質公債費比</th> <th>来 負 担 比</th>	市の名称	称 H30.1.1	標準財政規模			実質赤字比率	連結実質赤字比	(3カ年平均実質公債費比	来 負 担 比	
3    熊谷市	1 さいた	ま市 1, 292, 016	295, 599, 050	3, 775, 900	29, 723, 842	△ 1.27	△ 10.05	5. 1	15. 3	
4   川口市   600,050   103,053,415   9,499,315   18,905,932   △ 9,21   △ 18,34   5.1   5     5   行田市   82,051   16,982,906   1,209,957   4,587,600   △ 7,12   △ 27,01   4,4   11     6   秋父市   63,720   17,918,831   1,764,345   4,708,066   △ 9,84   △ 26,27   1,6   2     7   所沢市   343,965   58,937,842   3,770,985   15,026,168   △ 6,39   △ 25,49   2,1   1     8   飯能市   80,070   17,241,986   1,317,720   3,422,817   △ 7,64   △ 19,85   3,1   4     9   加須市   113,754   24,342,013   3,607,029   7,994,039   △ 14,81   △ 32,84   6,0   △ 5     10   本庄市   78,707   17,172,238   2,119,918   3,442,617   △ 12,34   △ 20,04   4,2   △ 2     11   東松山市   90,188   17,335,270   1,126,419   6,936,408   △ 6,49   △ 40,01   3,5   2     12   春日部市   235,716   42,623,602   2,213,089   10,610,688 <td>2 川越</td> <th>352, 433</th> <th>62, 763, 342</th> <td>4, 874, 159</td> <td>15, 559, 328</td> <td>△ 7.76</td> <td>△ 24.79</td> <td>5. 5</td> <td>69. 5</td>	2 川越	352, 433	62, 763, 342	4, 874, 159	15, 559, 328	△ 7.76	△ 24.79	5. 5	69. 5	
5   行田市   82,051   16,982,906   1,209,957   4,587,600   △ 7.12   △ 27.01   4.4   11     6   秩父市   63,720   17,918,831   1,764,345   4,708,066   △ 9.84   △ 26.27   1.6   2     7   所沢市   343,965   58,937,842   3,770,985   15,026,168   △ 6.39   △ 25.49   2.1   2     8   飯能市   80,070   17,241,986   1,317,720   3,422,817   △ 7.64   △ 19.85   3.1   4     9   加須市   113,754   24,342,013   3,607,029   7,994,039   △ 14.81   △ 32.84   6.0   △ 5.0     10   本住市   78,707   17,172,238   2,119,918   3,442,617   △ 12.34   △ 20.04   4.2   △ 2     11   東松山市   90,188   17,335,270   1,126,419   6,936,408   △ 6.49   △ 40.01   3.5   2     12   春日部市   235,716   42,623,602   2,213,089   10,610,688   △ 5.19   △ 24.89   5.0   3     13   狭山市   152,487   27,283,945   1,992,065   8,124,042<	3 熊谷	市 198,852	39, 697, 735	6, 124, 564	9, 013, 209	△ 15.42	△ 22.70	1. 2	△ 52.8	
6   秩父市   63、720   17、918、831   1、764、345   4、708、066   △ 9、84   △ 26、27   1、6   22   2   3   3   3   3   3   3   3	4 川口	1市 600, 050	103, 053, 415	9, 499, 315	18, 905, 932	△ 9.21	△ 18.34	5. 1	6. 4	
7 所沢市 343,965 58,937,842 3,770,985 15,026,168 △ 6.39 △ 25.49 2.1 2.1 数能市 80,070 17,241,986 1,317,720 3,422,817 △ 7.64 △ 19.85 3.1 44 9 加須市 113,754 24,342,013 3,607,029 7,994,039 △ 14.81 △ 32.84 6.0 △ 5.10 本庄市 78,707 17,172,238 2,119,918 3,442,617 △ 12.34 △ 20.04 4.2 △ 2 11 東松山市 90,188 17,335,270 1,126,419 6,936,408 △ 6.49 △ 40.01 3.5 22 春日部市 235,716 42,623,602 2,213,089 10,610,688 △ 5.19 △ 24.89 5.0 3 13 狭山市 152,487 27,283,945 1,992,065 8,124,042 △ 7.30 △ 29.77 3.6 13 独市 55,243 11,068,604 1,032,605 2,701,362 △ 9.32 △ 24.40 9.5 10. 15 鴻巣市 119,029 24,263,030 2,024,058 4,688,151 △ 8.34 △ 19.32 4.1 15	5 行田	1市 82,051	16, 982, 906	1, 209, 957	4, 587, 600	Δ 7.12	△ 27.01	4. 4	19. 9	
8 飯能市 80,070 17,241,986 1,317,720 3,422,817 △ 7.64 △ 19.85 3.1 40	6 秩父	63,720	17, 918, 831	1, 764, 345	4, 708, 066	△ 9.84	△ 26.27	1. 6	24. 2	
9   加須市   113,754   24,342,013   3,607,029   7,994,039   △ 14.81   △ 32.84   6.0   △ 5     10   本庄市   78,707   17,172,238   2,119,918   3,442,617   △ 12.34   △ 20.04   4.2   △ 2     11   東松山市   90,188   17,335,270   1,126,419   6,936,408   △ 6.49   △ 40.01   3.5   29     12   春日部市   235,716   42,623,602   2,213,089   10,610,688   △ 5.19   △ 24.89   5.0   3     13   狭山市   152,487   27,283,945   1,992,065   8,124,042   △ 7.30   △ 29.77   3.6   13     14   羽生市   55,243   11,068,604   1,032,605   2,701,362   △ 9.32   △ 24.40   9.5   10     15   鴻巣市   119,029   24,263,030   2,024,058   4,688,151   △ 8.34   △ 19.32   4.1   11     16   深谷市   144,375   29,926,441   2,226,033   6,453,363   △ 7.43   △ 21.56   0.0   △ 4     17   上尾市   228,480   37,568,451   1,964,615   6,5	7 所沢	と市 343, 965	58, 937, 842	3, 770, 985	15, 026, 168	△ 6.39	△ 25.49	2. 1	2. 6	
10   本庄市   78,707   17,172,238   2,119,918   3,442,617   △ 12.34   △ 20.04   4.2   △ 2	8 飯能	80,070	17, 241, 986	1, 317, 720	3, 422, 817	△ 7.64	△ 19.85	3. 1	40. 4	
11 東松山市   90,188   17,335,270   1,126,419   6,936,408   △ 6.49   △ 40.01   3.5   25   12   春日部市   235,716   42,623,602   2,213,089   10,610,688   △ 5.19   △ 24.89   5.0   3   3   3   3   3   3   4   4   4   5   5   5   5   4   5   5	9 加須	市 113, 754	24, 342, 013	3, 607, 029	7, 994, 039	△ 14.81	△ 32.84	6. 0	△ 5.2	
12   春日部市   235,716   42,623,602   2,213,089   10,610,688   △ 5.19   △ 24.89   5.0   3   3   狭山市   152,487   27,283,945   1,992,065   8,124,042   △ 7.30   △ 29.77   3.6   13   14   羽生市   55,243   11,068,604   1,032,605   2,701,362   △ 9.32   △ 24.40   9.5   10   15   鴻巣市   119,029   24,263,030   2,024,058   4,688,151   △ 8.34   △ 19.32   4.1   18   16   深谷市   144,375   29,926,441   2,226,033   6,453,363   △ 7.43   △ 21.56   0.0   △ 44   17   上尾市   228,480   37,568,451   1,964,615   6,510,133   △ 5.22   △ 17.32   4.4   24   18   草加市   247,991   43,334,145   3,590,755   13,373,007   △ 8.28   △ 30.86   4.2   19   越谷市   340,862   59,251,684   5,299,967   10,003,593   △ 8.94   △ 16.88   7.0   3   20   藤市   74,576   14,136,407   1,772,020   4,696,567   △ 12.53   △ 33.22   3.3	10 本庄	市 78,707	7 17, 172, 238	2, 119, 918	3, 442, 617	△ 12.34	△ 20.04	4. 2	△ 21.2	
13   狭山市   152,487   27,283,945   1,992,065   8,124,042   △ 7.30   △ 29.77   3.6   13   14   羽生市   55,243   11,068,604   1,032,605   2,701,362   △ 9.32   △ 24.40   9.5   103   105	11 東松L	山市 90, 188	17, 335, 270	1, 126, 419	6, 936, 408	△ 6.49	△ 40.01	3. 5	29. 9	
14 羽生市 55, 243 11, 068, 604 1, 032, 605 2, 701, 362 △ 9, 32 △ 24, 40 9, 5 10   15 鴻巣市 119, 029 24, 263, 030 2, 024, 058 4, 688, 151 △ 8, 34 △ 19, 32 4, 1 15   16 深谷市 144, 375 29, 926, 441 2, 226, 033 6, 453, 363 △ 7, 43 △ 21, 56 0, 0 △ 45   17 上尾市 228, 480 37, 568, 451 1, 964, 615 6, 510, 133 △ 5, 22 △ 17, 32 4, 4 2   18 草加市 247, 991 43, 334, 145 3, 590, 755 13, 373, 007 △ 8, 28 △ 30, 86 4, 2   19 越谷市 340, 862 59, 251, 684 5, 299, 967 10, 003, 593 △ 8, 94 △ 16, 88 7, 0 3   20 蕨市 74, 576 14, 136, 407 1, 772, 020 4, 696, 567 △ 12, 53 △ 33, 22 3, 3	12 春日音	部市 235, 716	42, 623, 602	2, 213, 089	10, 610, 688	△ 5.19	△ 24.89	5. 0	31. 7	
15   鴻巣市	13 狭山	152, 487	7 27, 283, 945	1, 992, 065	8, 124, 042	△ 7.30	△ 29.77	3. 6	13. 9	
16 深谷市 144,375 29,926,441 2,226,033 6,453,363 △ 7.43 △ 21.56 0.0 △ 45   17 上尾市 228,480 37,568,451 1,964,615 6,510,133 △ 5.22 △ 17.32 4.4 2   18 草加市 247,991 43,334,145 3,590,755 13,373,007 △ 8.28 △ 30.86 4.2   19 越谷市 340,862 59,251,684 5,299,967 10,003,593 △ 8.94 △ 16.88 7.0 3   20 蕨市 74,576 14,136,407 1,772,020 4,696,567 △ 12.53 △ 33.22 3.3	14 羽生	市 55, 243	11, 068, 604	1, 032, 605	2, 701, 362	Δ 9.32	△ 24.40	9. 5	102. 2	
17 上尾市 228, 480 37, 568, 451 1, 964, 615 6, 510, 133 △ 5. 22 △ 17. 32 4. 4 2.   18 草加市 247, 991 43, 334, 145 3, 590, 755 13, 373, 007 △ 8. 28 △ 30. 86 4. 2   19 越谷市 340, 862 59, 251, 684 5, 299, 967 10, 003, 593 △ 8. 94 △ 16. 88 7. 0 3   20 蕨市 74, 576 14, 136, 407 1, 772, 020 4, 696, 567 △ 12. 53 △ 33. 22 3. 3	15 鴻巣	計 119,029	24, 263, 030	2, 024, 058	4, 688, 151	△ 8.34	△ 19.32	4. 1	15. 9	
18 草加市 247,991 43,334,145 3,590,755 13,373,007 △8.28 △30.86 4.2   19 越谷市 340,862 59,251,684 5,299,967 10,003,593 △8.94 △16.88 7.0 3   20 蕨市 74,576 14,136,407 1,772,020 4,696,567 △12.53 △33.22 3.3	16 深谷	市 144, 375	29, 926, 441	2, 226, 033	6, 453, 363	△ 7.43	△ 21.56	0.0	△ 49.4	
19 越谷市 340,862 59,251,684 5,299,967 10,003,593 △ 8.94 △ 16.88 7.0 3   20 蕨市 74,576 14,136,407 1,772,020 4,696,567 △ 12.53 △ 33.22 3.3	17 上尾	清 228, 480	37, 568, 451	1, 964, 615	6, 510, 133	△ 5.22	△ 17.32	4. 4	24. 0	
20 蕨市 74,576 14,136,407 1,772,020 4,696,567 △ 12.53 △ 33.22 3.3	18 草加	1市 247, 991	43, 334, 145	3, 590, 755	13, 373, 007	△ 8.28	△ 30.86	4. 2	2. 8	
	19 越谷	市 340,862	59, 251, 684	5, 299, 967	10, 003, 593	△ 8.94	△ 16.88	7. 0	37. 6	
	20 蕨市	市 74, 576	14, 136, 407	1, 772, 020	4, 696, 567	△ 12.53	△ 33.22	3. 3	1.0	
21 戸田市 138,738 28,915,414 2,989,255 5,342,267 △ 10.33 △ 18.47 4.3 3	21 戸田	1市 138, 738	28, 915, 414	2, 989, 255	5, 342, 267	△ 10.33	△ 18.47	4. 3	30. 9	
22 入間市 148,723 25,508,205 1,195,569 5,909,737 △ 4.68 △ 23.16 0.7	22 入間	市 148, 723	25, 508, 205	1, 195, 569	5, 909, 737	△ 4.68	△ 23.16	0. 7	4. 5	
23 朝霞市 138,442 23,867,884 1,019,428 3,269,300 △ 4.27 △ 13.69 4.1 26	23 朝霞	市 138, 442	23, 867, 884	1, 019, 428	3, 269, 300	△ 4.27	△ 13.69	4. 1	26. 6	
24 志木市 76,056 13,898,236 1,799,626 4,944,013 △ 12.94 △ 35.57 1.0 △ 24	24 志木	市 76,056	13, 898, 236	1, 799, 626	4, 944, 013	△ 12.94	△ 35.57	1. 0	△ 29.1	
25 和光市 81,724 15,185,788 1,198,816 3,567,369 △ 7.89 △ 23.49 2.7 6	25 和光	:市 81,724	15, 185, 788	1, 198, 816	3, 567, 369	△ 7.89	△ 23.49	2. 7	61.2	
26 新座市 165,486 29,078,154 2,417,798 5,790,702 △ 8.31 △ 19.91 6.0 5	26 新座	5市 165, 486	29, 078, 154	2, 417, 798	5, 790, 702	Δ 8.31	△ 19.91	6. 0	56. 7	
27 桶川市 75, 234 13, 752, 956 472, 098 986, 121 △ 3. 43 △ 7. 17 4. 3 4.	27 桶川	市 75, 234	13, 752, 956	472, 098	986, 121	△ 3.43	Δ 7.17	4. 3	42. 5	
28 久喜市 154,116 30,464,493 1,340,539 5,009,520 △ 4.40 △ 16.44 7.0 20	28 久喜	市 154, 116	30, 464, 493	1, 340, 539	5, 009, 520	△ 4.40	△ 16.44	7. 0	26. 2	
29 北本市 67,084 12,743,810 665,096 1,439,714 △ 5.21 △ 11.29 6.2 4	29 北本	市 67,084	12, 743, 810	665, 096	1, 439, 714	△ 5.21	△ 11.29	6. 2	41.5	
30 八潮市 88,908 17,006,740 1,479,766 4,951,207 △ 8.70 △ 29.11 7.5 5.	30 八潮	1市 88,908	17, 006, 740	1, 479, 766	4, 951, 207	△ 8.70	△ 29.11	7. 5	54. 4	
31 富士見市 110,886 20,073,060 727,807 2,764,172 △ 3.62 △ 13.77 3.2 △ 9	31 富士县	見市 110,886	20, 073, 060	727, 807	2, 764, 172	Δ 3.62	△ 13.77	3. 2	△ 9.8	
32 三郷市 140,100 25,259,148 2,962,702 6,118,177 △ 11.72 △ 24.22 7.4 6	32 三郷	邓市 140, 100	25, 259, 148	2, 962, 702	6, 118, 177	Δ 11.72	△ 24.22	7. 4	67. 5	
33 蓮田市 62,227 12,022,673 888,703 3,336,192 △ 7.39 △ 27.74 5.5	33 蓮田	1市 62, 227	12, 022, 673	888, 703	3, 336, 192	△ 7.39	△ 27.74	5. 5	4. 5	
34 坂戸市 101,364 18,304,517 1,603,278 3,573,497 △ 8.75 △ 19.52 4.8 4	34 坂戸	市 101, 364	18, 304, 517	1, 603, 278	3, 573, 497	△ 8.75	△ 19.52	4. 8	41.0	
35 幸手市 51,939 10,191,470 856,488 3,294,154 △ 8.40 △ 32.32 3.6 2	35 幸手	市 51,939	10, 191, 470	856, 488	3, 294, 154	△ 8.40	△ 32.32	3. 6	27. 8	
36 鶴ケ島市 70,050 12,723,929 811,665 1,734,993 △ 6.37 △ 13.63 7.5	36 鶴ケ島	島市 70,050	12, 723, 929	811, 665	1, 734, 993	△ 6.37	△ 13.63	7. 5	2. 1	
37 日高市 56,340 10,902,344 770,455 3,777,644 △ 7.06 △ 34.64 1.8	37 日高	56, 340	10, 902, 344	770, 455	3, 777, 644	△ 7.06	△ 34.64	1. 8	3. 5	
38 吉川市 72,382 12,676,535 536,238 3,663,677 △ 4.23 △ 28.90 5.5 4	38 吉川	1市 72,382	12, 676, 535	536, 238	3, 663, 677	Δ 4. 23	△ 28.90	5. 5	47. 9	
39 ふじみ野市 114,058 22,061,734 1,433,361 4,099,868 △ 6.49 △ 18.58 1.3 △ 2	39 ふじみ	▶野市 114,058	22, 061, 734	1, 433, 361	4, 099, 868	△ 6.49	△ 18.58	1. 3	△ 27.8	
40 白岡市 52,539 9,846,457 611,397 2,369,494 △ 6.20 △ 24.06 7.9 △ (	40 白岡	1市 52,539	9, 846, 457	611, 397	2, 369, 494	△ 6.20	△ 24.06	7. 9	Δ 0.8	
平均 171,524 33,124,612 2,177,140 6,560,569 △ 6.57 △ 19.80 4.5 1	平均	均 171, 524	33, 124, 612	2, 177, 140	6, 560, 569	△ 6.57	△ 19.80	4. 5	17. 8	

<sup>(</sup>注1) 平成29年度市町村別決算状況調(総務省)及び平成29年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県)、公開資料を基に作成(算定)しています。

<sup>(</sup>注2) 「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

# 類似団体における健全化判断比率の状況(平成29年度)

類似団体区分(総務省) 施行時特例市(平成29年4月1日現在)

(単位:千円・%)

							(単位:千円・%) 健全化判断比率			
整理番号	都道府県名	市の名称	人口(人) H30.1.1現在	標準財政規模	一般会計等 実質収支額	連結 実質収支額	実質赤字比率	王 連結実質赤字比率	(3カ年平均) 実質公債費比率	将来負担比率
1	山形県	山形市	248, 024	51, 591, 927	-	_	△ 3.32	△ 22.40	8. 3	88. 2
2	茨城県	水戸市	273, 243	56, 298, 806	_	_	_	_	9. 1	106. 7
3	茨城県	つくば市	230, 360	48, 086, 649	3, 333, 545	5, 425, 308	△ 6.93	Δ 11.28	6. 5	50. 5
4	群馬県	伊勢崎市	212, 965	42, 288, 721	_	_	△ 5.41	△ 34.88	5. 2	39. 7
5	群馬県	太田市	224, 574	50, 798, 981	_	_	△ 4.85	△ 7.51	5. 5	41.8
6	埼玉県	熊谷市	198, 852	39, 697, 735	6, 124, 564	9, 013, 209	△ 15.42	△ 22.70	1. 2	△ 52.8
7	埼玉県	川口市	600, 050	103, 053, 415	9, 499, 315	18, 905, 932	△ 9.21	△ 18.34	5. 1	6. 4
8	埼玉県	所沢市	343, 965	58, 937, 842	3, 770, 985	15, 026, 168	△ 6.39	△ 25.49	2. 1	2. 6
9	埼玉県	春日部市	235, 716	42, 623, 602	2, 213, 089	10, 610, 688	△ 5.19	△ 24.89	5. 0	31. 7
10	埼玉県	草加市	247, 991	43, 334, 145	3, 590, 755	13, 373, 007	△ 8.28	△ 30.86	4. 2	2. 8
11	神奈川県	平塚市	257, 615	48, 777, 069	3, 185, 012	8, 422, 638	△ 6.52	△ 17.26	2. 4	27. 4
12	神奈川県	小田原市	192, 674	37, 945, 386	3, 848, 495	11, 445, 346	△ 10.14	△ 30.16	4. 4	Δ 1.3
13	神奈川県	茅ヶ崎市	242, 792	41, 548, 339	3, 922, 145	9, 743, 115	△ 9.43	△ 23.45	0. 5	34. 7
14	神奈川県	厚木市	225, 654	45, 269, 402	3, 819, 942	5, 626, 095	△ 8.43	△ 12.42	2. 6	48.8
15	神奈川県	大和市	236, 675	41, 345, 457	2, 460, 135	5, 041, 702	△ 5.95	△ 12.19	0. 7	28. 4
16	新潟県	長岡市	273, 296	70, 862, 140	_	1	1	1	6. 5	60. 7
17	新潟県	上越市	195, 200	56, 426, 754	3, 275, 102	17, 389, 468	△ 5.80	△ 30.81	12. 3	91. 1
18	福井県	福井市	265, 260	58, 662, 793	_	9, 621, 085	0. 27	△ 16.40	11. 2	117. 7
19	山梨県	甲府市	190, 122	41, 901, 223	519, 659	7, 857, 298	△ 1.24	△ 18.75	7. 1	78. 9
20	長野県	松本市	240, 342	57, 417, 143	-	-	_	-	4. 8	-
21	静岡県	沼津市	197, 349	40, 932, 673	_	_	_	-	4. 5	27. 9
22	静岡県	富士市	254, 867	49, 559, 876	2, 655, 961	9, 051, 209	△ 5.35	△ 18.26	3. 0	59. 5
23	愛知県	一宮市	386, 161	71, 364, 332	_	_	_	_	3. 3	52. 3
24	愛知県	春日井市	311, 608	56, 868, 008	2, 147, 362	17, 765, 558	△ 3.77	△ 31.23	4. 6	44. 5
25	三重県	四日市市	312, 134	71, 156, 916	_	_	_	_	7. 8	34. 4
26	大阪府	岸和田市	196, 871	41, 591, 278	_	_	△ 0.21	△ 6.00	10. 5	43. 9
27	大阪府	吹田市	370, 583	70, 589, 517	_	_	△ 3.59	△ 12.59	△ 2.2	△ 43.0
28	大阪府	茨木市	281, 675	51, 116, 279	938, 583	7, 883, 567	Δ 1.83	△ 15.42	△ 3.5	△ 45.8
29	大阪府	八尾市	267, 642	54, 207, 935	36, 894	12, 657, 768	Δ 0.06	△ 23.35	6. 9	30. 5
30		寝屋川市	235, 705	45, 589, 407	_	_	△ 3.54		1. 7	△ 58.7
31		明石市	301, 182	56, 951, 548	931, 307	11, 959, 354	△ 1.63		2. 9	41.5
32		加古川市	267, 151	48, 406, 015	312, 084	9, 437, 790	△ 0.64	△ 19.49	3. 7	△ 38.1
33		宝塚市	234, 662	43, 724, 537	_	_	_	_	4. 1	30. 2
34	鳥取県	鳥取市	189, 799	50, 211, 523	2, 026, 516	10, 434, 055	△ 4.03	△ 20.78	11. 2	68. 7
35	島根県	松江市	203, 787	55, 073, 599	_	_	_	_	14. 6	108. 8
36	佐賀県	佐賀市	234, 127	53, 795, 230	2, 066, 555	10, 473, 451	△ 3.84		2. 9	△ 34.0
		平均	260, 574	52, 722, 395	2, 889, 429	10, 780, 173	△ 5.02	△ 20.35	5. 0	32. 1

<sup>(</sup>注1) 平成29年度市町村別決算状況調(総務省)及び平成29年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県)、公開資料から可能な範囲で 作成しています。

<sup>(</sup>注2) 平均は、各数値の合計を表示団体数(最大36市)で除しています。なお、「-」表示は算定除外しています。

<sup>(</sup>注3) 「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

(注2) ☆類団平均は、類似団体の平均値を示しています。

財政規模に対しての将来負担額が増える 将来負担比率 100% ●山形市 80% ●三郷市 60% ●富士市 ●八潮市 つくば市● ●吉川市 40% 越谷市● ●茅ヶ崎市 類団平均☆ ●春日部市 ●大和市 ●平塚市 20% **-**☆県市平均 ●川口市 草加市★ **☆草加市(H29)** (H30) $\Delta 40\%$ 0%  $\Delta 5\%$  $\Delta 10\%$  $\Delta 20\%$  $\Delta 30\%$  $\Delta 35\%$  $\Delta 15\%$  $\Delta 25\%$  $\Delta 20\%$ ●佐賀市  $\Delta 40\%$ (注1) ●印は、資料3から近隣市等、資料4から必要な情報を 得られる人口23万~26万人の類似団体を示しています。

寝屋川市●

### 資料6

# 用語説明(50音順)

# ア行

### ●一部事務組合

地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設置されたものです。

# ●一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理されます。

### ●一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものです。

# ●一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税のほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金等があります。

# 力 行

### ●基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

### ●基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。各行政項目の基準財政需要額は、単位費用、測定単位及び補正係数を乗じた額を基本に算定します。

### ●広域連合

地方公共団体の事務で広域にわたり処理するために設置されたものです。

### ●公営企業(法適用企業・法非適用企業)

地方公共団体が経営する企業で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、 公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規 定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業で法適用企業以外のもの を法非適用企業と規定しています。

法適用企業は企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、 地方自治法に基づく財務処理が行われます。

### ●公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金をいいます。

### サ行

#### ●債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除く ほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為につき、その行為の内容とし て定めておくもので、予算の一部を構成するものです。

### ●債務保証

地方公共団体が地域の産業、経済の振興等を図るため、地方公共団体が住民の受ける融資等に対する債務の保証で、主たる債務を前提とし、その債務が履行されない場合に代わって弁済する契約です。

### ●実質収支

歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源(継続費逓次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等)を控除した額です。通常、「黒字団体」、「赤字団体」 という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

### ●準元利償還金

公営企業や一部事務組合等が借り入れた地方債の償還財源に充てられた、一般会計が負担した繰出金や負担金等の合計額です。

### ●損失補償

特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったとき、地方公共団体が融資を受けた者に代わって、その損失を補償することをいいます。

### タ行

### ●第三セクター

一般的には、地方公共団体の公共部門(第一セクター)と民間部門(第二セクター) との共同出資で設立された事業主体を指します。

### ●地方公社

公共用地の取得・造成、住宅の建設管理等を行うために、地方公共団体が出資等を 行って設立された法人です。

### ●地方交付税

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税をいいます。

### ●地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務でその返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

### ●特定財源

財源の使途が特定されているもので、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料等があります。

### ●特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計です。

# ハ行

# ●標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額ですが、特例として臨時財政対策債の発行可能額を含みます。

なお、実際の歳入額とは一致しません。

# ●標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいいます。

# ラ 行

### ●臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。なお、償還費用は普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されます。